

浦情個審第 31 号

令和 3 年 3 月 26 日

浦安市教育委員会 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 2 年 11 月 26 日付け浦教市第 404 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 47 号

令和 2 年 9 月 9 日付けで審査請求人から提起された、令和 2 年 7 月 17 日付け浦教
市第 219 号で行った公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

別紙

諮問第 47 号

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 7 月 17 日付け浦教市第 219 号で、審査請求人に通知した公文書部分開示決定処分において、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和 2 年 7 月 3 日付けで、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、「「浦教市第 886 号浦安市運動公園陸上競技場個人使用における営利活動中止について（回答）」に対する申し入れ書（質問書？）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 部分開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を令和 2 年 3 月 30 日付けうら財（体）第 80 号「浦安市運動公園陸上競技場個人使用内における営利活動中止について（依頼）」及び別紙「浦安市運動公園内及び陸上競技場個人使用内活動団体一覧」（以下「本件対象公文書」という。）とし、別紙中「団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等」部分については、条例第 7 条第 3 号アに該当するとして「公にすることにより、当該団体の情報が明らかとなり、社会的評価及び社会的活動の自由が損なわれるおそれがあるため。」及び条例第 7 条第 6 号に該当するとして「公にすることにより、今後、浦安市運動公園陸上競技場の管理業務において、指定管理者と団体及び利用者との間でトラブルが生じるおそれがあり、適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため。」と理由を付し、また、本書中「法人の印影」部分については、条例第 7 条第 4 号に該当するとして「印影を開示することにより、偽造等の犯罪が容易になり、被害が及ぶおそれがあるため。」と理由を付し、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を令和 2 年 7 月 17 日付け浦教市第 219 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年9月9日、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和2年11月26日付け浦教市第404号で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、主位的に、本件処分を取り消し、不開示とした部分のうち、法人の印影以外の全ての部分について開示するよう求め、また予備的に、不開示とした部分のうち、法人の印影以外の部分について、審査請求人が代表である団体に関する部分が記載されているのであれば、その部分だけでも開示を求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 令和2年6月17日、審査請求人が代表である団体のクラブ員を含む複数の利用者が、何ら事前告知もなく浦安市運動公園陸上競技場への入場をその場で拒否され、入場できなかった理由として以下の2点を、浦教市第866号資料を示されて説明を受けた。
 - (1) 個人利用枠でのクラブ・団体の利用はできない。
 - (2) 営利活動を行う場合は団体利用枠の予約を促す。
- (2) 上記(1)については、団体の判断が困難であり、また(2)については、「営利活動を行う」とは何か不明確であるなどの疑義があったため、審査請求人が本件開示請求を行ったところ、実施機関は、本件対象公文書を特定し、その一部を不開示とする本件処分を行った。
- (3) 実施機関は、本件処分において、開示することができない部分として「団体名、主な活動項目、利用時間帯、活動内容等」を挙げているが、これらは開示により本件の事実を解明し、適切な対応および今後の信頼関係や改善に向かうべく重要な内容が含まれている可能性が予測され、開示拒否理由は単に規定権利の一部を利用したものである。

また、不開示の理由として、条例第7条第3号ア、第4号、第6号に該当することを挙げ、本件対象公文書は、記載団体について、営利活動の疑いや、他利用者への迷惑行為の疑いのあることを前提とした照会文書であり、活動

日時、内容等の開示により、特定の団体を識別することができ、当該団体の社会的評価及び社会的活動の自由が損なわれる恐れがあるとしている。

しかし、ア 審査請求人が当該団体であることが前提であれば、審査請求人は自らの団体の情報が開示されることにより損なわれる恐れのある社会的評価や社会的自由の維持および権利を、自らが放棄しているため、審査請求人以外の情報は不開示とし、審査請求人の情報を開示することは何ら支障なく可能である。

また、審査請求人の団体部分が正しく開示されるだけでは、他の団体や利用者、指定管理者などとの間にトラブルが生じる可能性がない。よって、条例第7条第3号アおよび第7条第6号による弁明は、少なくとも審査請求人の団体に関する情報部分には成り立たない。

イ 実施機関は、営利活動の「疑い」や他利用者への迷惑行為の「疑い」の開示の拒否を主張しているが、審査請求人が求めるのは「疑い」ではなく自らに下された「事実」の把握であり、本件開示請求には合理性がある。むしろ、実施機関の不合理性が疑われるべきであり、実施機関の社会的評価を維持するためにも、審査請求人に関する情報だけでも開示すべきである。

ウ 審査請求人は「うら財（体）第80号別紙」に記載されていると想定される団体の代表であり、令和2年6月17日、受付で入場拒否された事件の利用者である子供たちやその保護者に対し、必要な不開示部分の事実と利用を制限された根拠を示しながら適切に説明し、理解と納得を促す義務があり、また審査請求人自身が苦情と思われる内容や事実を知る権利がある。これらの事実を知ることにより、今後の施設利用等への意識改善および施設管理機関や他の利用者等と適切かつ良好な関係を築くことを目的としており、そのためにも、一部情報の開示を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、指定管理者である「公益財団法人うらやす財団」から浦安市市民スポーツ課に対し、浦安市運動公園陸上競技場の運営に関し、個人使用内における営利活動を中止することで、利用者との間でトラブルを回避するために依頼した文書である。

2 不開示の理由について

- (1) 不開示とした部分について
 - (1) 団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等
 - (2) 法人の印影

- (2) 条例の該当性について

- ア 条例第7条第3号アの該当性について

- 本件対象公文書のうち、団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等は、団体に関する情報であり、特定の団体を識別することができるものである。

- よって、記載団体について、営利活動の疑いや、他の利用者への迷惑行為の疑いを前提とした照会に関する文書であり、団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等は、開示することにより、当該団体の社会的評価及び社会的活動の自由が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。

- イ 条例第7条第4号の該当性について

- 本件対象公文書のうち、法人の印影は、開示することにより、偽造等の犯罪が容易になり、被害が及ぶおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。

- ウ 条例第7条第6号の該当性について

- 本件対象公文書のうち、団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等は、団体に関する情報であり、特定の団体を識別することができるものである。

- よって、団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等は、開示することにより、記載団体と他の利用者とのトラブルが疑われている中で、団体名等が公表されると、当該団体と他の利用者とのトラブルが生じるおそれ、また、指定管理者と当該団体及び利用者との間でのトラブルが生じるおそれがあり、今後、浦安市運動公園陸上競技場の管理業務において、適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件対象公文書の一部を条例第7条第3号ア、第4号及び第6号に該当するものとして、令和2年7月17日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しと不開示とした部分の開示を求め、実施機関は、本件処分を妥当とした。

その後、審査請求人は、理由書及び反論書並びに意見陳述において、審査請求

の趣旨の補正を行い、法人の印影部分について審査請求を取下げるとともに、予備的に、全ての開示が困難である場合は、仮に不開示とした部分に審査請求人が代表である団体に関する部分が記載されているのであれば、その部分についての開示を求めるとした。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件対象公文書を見分した上で、本件処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 不開示情報の該当性について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、当該公文書に記録されている情報には、団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等が含まれていることから、以下、これらが条例の定める不開示情報に該当するか否かを検討する。

(1) 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号は、不開示とすることのできる情報について、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めた上で、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

当審査会が実施機関に聴取したところ、本件対象公文書のうち団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等に係る部分は、浦安市の運動公園陸上競技場施設の指定管理者において、当該施設の使用に関し、競技活動を行う団体に加入している者が、本来団体の専用使用とすべきところを個人使用の形で使用しているものと推測した上で、営利活動の疑いや他利用者とのトラブルがある等、当該団体に対する評価を含む内容を記載した情報であるとのことであった。

そこで、当審査会が本件対象公文書の記録内容を見分したところ、当該団体に対する評価を含む内容の情報が記載されていると認められることから、実施機関の説明は是認できる。

よって、当該部分を公にすることにより、当該団体に対するいわれなき憶測や誹謗中傷等を招く原因となり得ることから、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第6号柱書きの該当性について

上記(1)で述べたように、本件対象公文書の不開示部分のうち団体名、主な

活動日、利用時間帯、活動内容等に係る部分は条例第7条第3号アに該当するが、実施機関は、当該部分が条例第7条第6号にも該当しているため、補足として以下のとおり判断する。

条例第7条第6号は、不開示とすることのできる情報について、「実施機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる（ア～オ略）おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

実施機関は、本件処分における部分開示決定通知書において、本件処分の理由が上記柱書き又はアからオまでのいずれに該当するものであるかを記載していないが、当審査会から実施機関に対し意見を聴取したところ、柱書きに該当すると主張しているため、以下、検討する。

条例第7条第6号柱書きは、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、アからオまでに該当しなくとも、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。そして、反復的又は継続的な事務事業については、当該事務事業終了後であっても、当該情報を開示することにより、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなるもの又は将来の同種の事務事業の公正若しくは適正な執行に著しい支障を及ぼすものがあるため、これらに係る情報が記録されている部分は、条例第7条第6号柱書きに該当するものとして不開示とすることができる。

実施機関は、本件対象公文書のうち、団体名、主な活動日、利用時間帯、活動内容等の部分については、団体に関する情報であり、特定の団体を識別することができるものであり、開示することにより、記載団体と他の利用者とのトラブルが疑われている中で、団体名等が公表されると、当該団体と他の利用者とのトラブルが生じるおそれ、また、指定管理者と当該団体及び利用者との間でのトラブルが生じるおそれがあり、今後、浦安市運動公園陸上競技場の管理業務において、適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号柱書きに該当すると主張する。

一般に、トラブルに関する調査は、公開を予定しないで行われる情報の収集であり、調査内容を公にすることにより、今後、関係者からトラブルに関する調査に必要な情報や、理解、協力が得られなくなることが十分想定される。

よって、当該部分を公にすることにより、今後、当該陸上競技場の管理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号柱書きにも該当するものと認められる。

(3) 予備的請求について

次に、審査請求人が主張する自らの団体に係る情報の開示について検討する。

審査請求人は、仮に不開示とした部分に審査請求人が代表である団体に関する部分が記載されているのであれば、その部分について、自らの団体の情報が開示されることにより損なわれるおそれのある社会的評価や社会的自由の維持及び権利を自らが放棄していることになり、また、当該部分が開示されるだけでは、他の団体や利用者、指定管理者などとの間にトラブルが生じる可能性がないとして、当該部分を開示すべきと主張している。

しかしながら、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼさず、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われるものとされている。

したがって、実施機関が原処分において、不開示とされた部分に審査請求人が代表である団体が記載されているか否かの個別的事情を考慮せず、専ら開示請求に係る公文書に条例の定める不開示情報が記録されているか否かによって本件処分を行ったことは妥当である。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書につき、その一部を条例第7条第3号ア、第4号及び第6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同条第3号ア及び第6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断する。